



つらいとき、ひとりで悩まないでください。

石狩市は、犯罪被害にあわれた方とご家族にそっと寄り添い、共に歩んでいきます。

突然の犯罪被害によって、心や体に大きな傷を負ったり、これからの生活に不安を感じたりしていませんか？

石狩市では、「石狩市犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害にあわれた方やご家族が一日でも早く平穏な日常を取り戻せるよう、総合的な支援を行っています。

こんなときは、ご相談ください

「心や体の不調が続いてつらい…」

「これからの生活や経済的な負担が心配…」

「どこに相談していいかわからない…」

「法的手続きについて知りたい…」

市の犯罪被害者等支援総合相談窓口

まずは、お話を聞かせてください。

相談窓口 石狩市役所 広聴・市民生活課

電 話 **0133-72-3191** FAX 0133-72-3199

メール seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

受付時間 平日 8:45 ~ 17:15

※秘密は厳守します（ご本人だけでなく、ご家族からのご相談もお受けしています）。
※必要に応じて、専門機関との連絡・調整もお手伝いします。

市民・事業者の皆様へ / 二次的被害の防止について

犯罪被害者等が、周囲の心ない言動やインターネット上の誹謗中傷などによって受ける苦痛を「二次的被害」と呼びます。誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、被害者等の置かれた状況へのご理解とご配慮をお願いします。

事業者の方へ：被害にあわれた従業員の方が法的手続き等を円滑に行えるよう、勤務や休暇等の取得についてご配慮をお願いします。

犯罪にあわれた方・ご遺族へ 見舞金のご案内

犯罪行為により被害を受けられた方の、経済的なご負担を少しでも軽くするために、見舞金を支給します。

1 見舞金の種類と金額

令和8年6月26日以降に日本国内（または国外の日本船舶・航空機内）で発生した故意の犯罪行為が対象。
※警察への被害の届出などにより、犯罪被害を客観的に確認できることが必要です。
対象となる被害や状況に応じて、以下の3種類の見舞金を支給します。

① 遺族見舞金

300,000円

対象となる方：犯罪行為により亡くなられた方の第1順位遺族

※犯罪発生時に、石狩市内に住所を有していたご遺族が対象

※受給できる遺族の順位：①配偶者（事実婚・パートナーシップ関係含む）、②子、③父母、④孫、
⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

② 重傷病見舞金

100,000円

対象となる方：犯罪行為による負傷または疾病（精神的な疾病を含む）により、療養に要する期間が
1か月以上と医師に診断された方

※犯罪発生時に、石狩市内に住所を有していた方が対象

※性犯罪被害見舞金との併給はできません

③ 性犯罪被害見舞金

100,000円

対象となる方：性犯罪被害（不同意性交等または監護者性交等。未遂を含む）にあわれた方

※犯罪発生時に、石狩市内に住所を有していた方が対象

※重傷病見舞金との併給はできません

2 申請ができる期間

犯罪被害の発生を知った日から2年以内または犯罪被害が発生した日から7年以内

3 支給制限について ※次に該当する場合は支給の対象となりません。

加害者との親族関係：犯罪被害者等と加害者との間に、夫婦関係（事実婚やパートナーシップ含む）や
親子関係などの親族関係があったとき（一部例外あり）

被害の誘発や責めに帰すべき行為：犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について犯罪被害者等
にも責めに帰すべき行為があったとき

暴力団等との関係：犯罪被害者等が暴力団員または暴力団密接関係者であるとき

4 申請のおおまかな流れ

STEP 1

ご相談

まずは下記の市の窓口
へご連絡ください。
確認のうえ、必要書類
等をご案内します。

STEP 2

申請書の提出

申請書に、必要書類を
添えて提出します。

STEP 3

審査・決定

内容を審査し、支給の
適否を決定のうえ通知
書でお知らせします。

STEP 4

見舞金の受給

指定された口座に見舞
金が振り込まれます。

お問合せ・ご相談先 石狩市役所 広聴・市民生活課

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2 TEL 0133-72-3191 FAX 0133-72-3199

seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp